

日付：2015年1月26日

宛先：独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

異議申立審査役 殿

異議申立人氏名：

[Redacted]

異議申立人の連絡先

住所

[Redacted]

インド

電話： [Redacted]

[Redacted]

ファックス： [Redacted]

E-メール：



[異議申立人が代理人を指名する場合]

代理人氏名：

代理人連絡先

住所：

電話：

ファックス：

E-メール：

我々は当方の氏名がプロジェクト事業者に開示されることを望まない。

否 (No)

1. 異議を申し立てる対象の案件

*国名：インド

*プロジェクト名：ムンバイ・メトロ 3 号線プロジェクト

*プロジェクト・サイト：ムンバイ

*プロジェクト概要：メトロ 3 号線 (コラバ・バンドラ・サンタクルス電子輸出加工区 SEEPz 間)は全長 32.50km で、全線が地下であり、ムンバイに 27 の駅を有し、アーリー・コロニーに 30 ヘクタールの車庫を有する。

2. 異議申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害

生物多様性の喪失

国立公園の周辺の生態学的に敏感な地区であり、豊かな生物多様性を有するアーリー・コロニー (付属資料 2.Zeeshan Mizra および Rajesh V. Sanap による生物多様性報告書がマハラシュトラ州政府および国家森林省に送付されている)から、当プロジェクトの車庫のために、2,298 本の樹木を除伐する計画(ムンバイの森林局がムンバイの地下鉄 3 号線のため

に樹木の除伐を行う旨の通告をスキャンしたコピーの付属資料を参照)は、人口が密集し、非常に汚染された都市の中に生息するオープンスペースである森林緑地帯を破壊するものとなる。アーリーはムンバイにあるサンジャイ・ガンディー国立公園の周辺を保護している天然の緩衝地帯であり、多くの野鳥や野生動物の生息地であり、時には豹も出没する(付属資料 3. 豹に関するニュース記事)。これは世界中の如何なる主要都市に対しても誇れるものである。この緩衝地帯は 1972 年の野生動物保護法の下にインドの最高裁判所の発令によって定められたものであることを強調せねばならない。

アーリーでは何百本もの樹木が既に除伐され、整地作業が行われており、多くの樹木がそのために突然に生命力を失い、被毒の恐れもある。老木の大量伐採によって林冠の美景も破壊され、樹木が複雑に自然のままに絡み合っただけで成育すれば、移植も難しくなり、この地域の持つ生態学的な豊かさは永遠に失われてしまう。

市民のためのオープンスペースの喪失

アーリーは市民が自然に接し、新鮮な空気を求め、ピクニック、自然遊歩、ランニングやトレッキングなどを楽しみ、子供たちを自然界の天然の恵みに触れさせるために残された最後のスペース(サンジャイ・ガンディー国立公園を別にして)である。1 人当たり 11 平方メートルのオープンスペースという国際的な保有基準に比較して、ムンバイの市民は僅か 1.95 平方メートルのオープンスペースサイトしか保有していない。

アーリー・コロニーがプロジェクト用地に選ばれた理由は更なる拡張の可能性があるのでと環境影響評価書も述べている。またプロジェクト事業者はこの地域にオフィスを建設する計画であるという報告書もあり、そのことは緑地が更に喪失されることを意味している。

我々は決してプロジェクトそのものに反対しているのではない。しかし、このプロジェクトの車庫の場所(JICA がカテゴリー A に位置付けているプロジェクトのための)は、当地の環境への影響を検討することも無く、環境に配慮して、代替的な選択肢を探す考慮も払うことも無く、決定された(付属資料 4. 環境影響評価書の評価がその不適切を指摘している)。特にこの地域の住民と、一般市民の反対が全く考慮されることはなかった(付属資料 5、この地域の住民によって署名された異議申し立て書: change.org の中で 1 万人以上の市民によって署名されたオンラインの異議申し立て書: 当地の州の首席大臣に送付された異議申し立て書)。

我々の法律に違反している

アーリー・コロニーに車庫を作るために樹木を除伐することは、マハラシュトラ州とインド国の幾つかの法律と規則にも違反している。即ち、インド憲法の 21, 48A, 51 A(g)およ

び 226 の条項：マハラシュトラ州（都市部）の樹木の保護・保存条例(1975 年)の第 8 条および第 19 条 (a)：野生生物保護法(1972 年)などである。

実際問題として、ムンバイ都市圏開発局は地下鉄の車庫に指定された用地を十分に整備していない。その用地は放置されているため、目に見えて荒廃が進んでいる状態になっている。12 月 6 日に、複数の姓名不詳の人物がその地区の下生えの草木に放火し、何本かの樹木に損害を与えている。また土木作業によって多くの樹木の根が露出し、不安定な状態にある(付属資料 7.憂慮する市民が提出した刑事事件の {初動情報報告書} のコピー)。

3. 異議申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実

異議申立人が主張する JICA の不遵守の立証

1. JICA のガイドライン 2.1-情報開示

JICA は「原則として、プロジェクト事業者側は当該プロジェクトにかかわる環境上および社会的配慮事項に関する情報を開示する。JICA はプロジェクト事業者側の協力プロジェクトの実施に対して必要に応じて支援を行う。」と述べており、「JICA はプロジェクト事業者側に対して、環境上および社会的配慮事項に関する情報を地域のステークホルダーに対して提供するよう奨励する。」とも述べている。

本件では「環境影響評価」が適切に実施されていない(再び付属資料 4 を参照)。

2. JICA のガイドライン 2.3- 評価を行うべき影響事項

「環境上および社会的配慮事項について評価すべき影響事項は、人間の健康と安全に対する影響と、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水の利用、気候変動、生態系、動植物などから起因する自然環境に対する影響であり、それらが境界を越えているものか、あるいは世界的な規模のものかも評価すべきである。」

上記のような評価活動は、科学的および包括的に行われておらず、極めて杜撰であった(再び付属資料 4 を参照)。

3. JICA ガイドライン 2.4- 地域のステークホルダーとの協議

「原則としてプロジェクト事業者側は、環境上および社会的諸要因を考慮して、その地域の状況に最適な方法でプロジェクトを運営し、妥当性のあるコンセンサスを形成するため、広範な公衆の参加を、妥当な範囲で醸成出来るような方策を以て、地域のステークホルダーとの協議を行う」

本件においては意義のある公衆の参加は全く行われなかった。

また、JICA の 2.4 の第 4 項では、「カテゴリーA のプロジェクトの場合は、JICA はプロジェクト事業者側に対して、プロジェクトの初期の段階において、開発事業に関する必要事項、環境および社会に対する悪影響の可能性、そして代替案の検討などについて、地域のステークホルダーとの協議を行うよう奨励し、必要に応じてプロジェクト事業者を支援する。」と定めている。

今回のプロジェクト用地の評価に当り、もしも市民が実際に参加を許されたのであれば、本プロジェクトは持続可能な開発事業の成功事例となっていたであろう。車庫の用地の移転に関しては、以下のようないくつかの代替案が提案されてきた。

代替案 I : **Bombay Port Trust Land** (ボンベイ港湾建設信託基金用地) : 政府は何百エーカーもの土地を取得している。上記のボンベイ港湾建設信託基金用地の候補となる用地にはインフラ、娯楽施設や公共施設などの建設も行える広大なスペースがある(付属資料 6.車庫の用地の代替案)。

代替案 II : **Colaba Reclamation** (コラバ干拓地域) : 政府が道路や、政治的記念館の建設事業のために、大規模な土地を干拓している。政治的な決定が行われれば、供給可能となる、広大な土地の干拓の機会が存在する(付属資料 6. 参照)。

4. JICA のガイドライン 2.5- 社会的環境と人権に関する懸念

オープンスペースの空間の確保と公害汚染に関する影響が適切に考慮されていない。

5. JICA のガイドライン 2.6- 法律、規則、関連の基準

「JICA は、プロジェクトがホスト国の中央および地方政府によって定められた、環境上および地域・共同体に関連のある法律や基準を遵守することを確約する。またプロジェクトが上記政府の環境および地域共同体に関する政策と計画に適合することを確約する。」

前のところでも指摘した通り、車庫の建設のためにアーリー・コロニーの樹木を除伐することは、マハラシュトラ州およびインドのいくつかの法律と規則に違反している。即ち、インド憲法の 21、48A、51A (g) および 226 の条項 : マハラシュトラ州(都市部)の樹木の保護・保存条例(1975 年)の第 8 条および第 19 条(a) : 野生生物保護法(1972 年)などである。

当該プロジェクトへの JICA の融資計画の関する事前の評価書の説明は誤解を招く恐れがある。

付属資料の「環境上および社会的な配慮事項」の 5 ページの自然環境の説明は事実を曲げて述べている。そこには「当該地域は如何なる自然公園の影響を受けることはなく、如何なる国立公園の周辺にも位置しておらず、自然環境への好ましからざる影響は極めて少な

い」と記している。彼ら自身の環境影響評価報告書では車庫の建設予定地はサンジャイ・ガンディー国立公園から 10km 以内の距離にあると記している。

4. ガイドライン不遵守と被害の因果関係

JICA が自身のガイドラインを遵守していないことで、上記のポイント 3 で説明したように、取り返しのつかない環境破壊につながる恐れがある。

5. 異議申立人が期待する解決策

異議申立人は 3 号線メトロのプロジェクトには反対していないが、当プロジェクトの車庫建設予定地については、比類のない、何物にも置き替え難い、緑地帯の破壊を回避するために、市民と環境および都市の問題に関する専門家と代表的な用地場所の選定について協議を行い、アーリー・コロニーから移転されることを申し立てる。

6. 異議申立人とプロジェクト実施主体との間の協議に関する事実

11 月 18 日に会議を申し入れる一通の E-メールがムンバイ都市圏開発局の会長に送付されたが、全く回答が無かった。その後、ムンバイ都市圏開発局が会議の開催を同意したのは、当地域の政党のリーダーが強硬に要求したからであり、2014 年 12 月 9 日に、代替案に関する議論が行われた。翌週にムンバイ都市圏開発局のプロジェクトのチームリーダーとの会議が行われた。彼らは車庫の用地場所に関する我々の要求について検討することは出来ない、と我々に通告した。

その後、我々は 2014 年 12 月 25 日に、Municipal Corporation of Greater Mumbai (大ムンバイ市行政公社)の森林局と会議を行い、彼らに我々の異議申し立ての請願を行った。現在のところ、樹木伐採に関する本件は理事会で議論が継続中であり、後で決定が行われる予定であるとの説明を受けた。

何千人もの市民、種々の団体や住宅関連業界から、多くの書簡と異議申し立て書が添付の通り送付されたが、ムンバイ都市圏開発局、州政府、大ムンバイ市行政公社、州主席大臣からは全く回答がない。

7. 異議申立人と JICA との間の協議に関する事実：

2014 年 12 月 24 日付の [REDACTED] からの書簡は返送され、情報を所定のフォーマットで提供するよう要求された。そこで我々は要求されたフォーマットに従って異議申し立ての詳細な説明をここに提示する。

8. もしも異議申立書が代理人によって提出された場合には、異議申立人は代理人を通して異議申立書を提出する必要性を説明し、代理人が異議申立人によって、正当に委任

を受けていることを示す証拠書類を添付しなければならない。

異議申立人は、本申立書に記載されている全ての内容が真実であり、虚偽の無いことを誓約する。

早期の解答を期待している。

以上



